

重要事項説明書 契約書

医療法人 すえひろ会
介護医療院ふちがみ

介護医療院ふちがみ

重要事項説明書

1、 事業所（法人）の概要

事業主体名	医療法人すえひろ会
施設の名称	介護医療院ふちがみ
代表者名及び役職	理事長 刈上 徹郎
所在地・電話	〒867-0067 熊本県水俣市塩浜町 2 番 19 号 電話 0966-63-6551 F A X 0966-63-5471
事業者指定番号	43B0500012
開設年月日	令和元年 11 月 20 日
他 の 介 護 保 険 関連事業	指定居宅介護支援事業 指定通所リハビリ事業 認知症対応型共同生活介護事業 指定訪問リハビリ事業

2、 事業の目的及び運営方針

事業の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態（以下「入所者」という）となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに介護及び療養上の管理その他医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法令の趣旨に従ってサービスを提供することを目的とする。
運営方針	1. 長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにする。 2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。 3. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4. サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又

	はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。 5. 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得ることとする。
--	--

3、 施設の職員体制

職種	職員数	業務内容
管理者（施設長）	1名	施設サービスの実施に携わる職員の統括管理及び指導を行う。
医師	1名以上	入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	1名以上	医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
看護職員	13名以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為、施設サービス計画に基づく看護・介護を行う。
介護職員	13名以上	入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
管理栄養士	1名以上	施設サービス計画に基づいて献立管理、栄養指導、その他入所者の栄養マネジメントを行う。
介護支援専門員	1名以上	入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、必要に応じて要介護認定及び認定更新の申請手続きを行う。
理学療法士	1名以上	施設サービス計画に基づいて、入所者のリハビリテーション計画書を作成し、日常生活に必要な基本動作等の機能回復訓練を行う。
作業療法士	1名以上	施設サービス計画に基づいて、入所者のリハビリテーション計画書を作成し、日常生活動作等の機能回復訓練を行う。
支援相談員	1名以上	入所者の処遇上の相談、市町村の連携等に関する業務に従事する。

4、入所者定員等 定員 78名

5、サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

③食事（食事は原則として食堂で食べて頂きます。）

朝食 8時00分から

昼食 12時00分から

夕食 18時00分から

④入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。週に2回はご利用できます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑤医学的管理・看護

施設サービス計画に基づく看護を行うとともに、病状に応じて随時診察を行います。入所中は原則として他の医療機関の診察を受ける事は出来ません。万一、施設に無断で診療（薬のみの場合を含む）を受けた場合には、医療保険は使うことができません。全額自己負担となる事があります。但し、病状の変化などにより当施設で行うことができない治療・処置・手術等が必要となった場合には、他の医療機関をご紹介します。

⑥介護（退所時の支援も実施します。）

排泄：心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立の可能性について検討します。

離床・着替え・整容等：できる限り離床に配慮し、生活リズムを考えて、適切な整容が行われるように援助します。シーツ交換は、定期では週1回実施します。その他、必要に応じて実施します。

⑦リハビリテーション

理学療法士・作業療法士により、入所者の状況に適した機能訓練を行い、機能の維持・低下防止を図ります。原則として機能訓練室で行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

⑧相談援助サービス

入所者とそのご家族からの相談に応じます。

⑨栄養管理

栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理をします。

⑩利用者が選定する特別な食事の提供。実費となります。

⑪理美容（原則2~3ヶ月に1回実施します。）実費となります。

⑫行政手続き代行

⑬その他

協力歯科医院（深水歯科医院）の定期的な口腔ケアの実施と必要時の歯科診療を行

います。歯科受診に関しては医療保険対応となります。

6. 協力医療機関等

協力医療機関

名称：医療法人すえひろ会 瀬上クリニック

住所：水俣市塩浜町2番47号 電話 0966-63-6552

協力歯科医療機関

名称：深水歯科医院

住所：水俣市浜町2-68-1 電話 0966-63-3100

※緊急時の連絡先は、入所時の契約書等でご記入頂きました連絡先に連絡します。

7. 利用料金

(1) 基本料金

介護医療院利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度により利用料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

利用料金その他の費用

- ① 保険給付の自己負担額を料金表により支払いを受けます。

利用料金の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は、各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を介護報酬告示上の額に乗じた金額（年金収入等340万円/年以上：3割。年金収入等280万円/年以上：2割。年金収入等280万円/年未満：1割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬上の額とします。※月額44,400円の負担の上限あり。

- ② 利用料として居住費、食費、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金より支払いを受けます。

- ③ 「食費」「居住費」において国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については下記をご覧ください。

（負担額）1割負担の場合 1日につき

多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担額	786	883	1,092	1,181	1,261

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担額	669	764	972	1,059	1,138

食費・居住費

前項の支払いを受ける額のほか、次に上げる費用の額の支払いを入所者から受けるものとする。但し食費、居住費については、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた者は、認定証に記載された介護限度額が利用者負担額となります。

(食費)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 0 0 円/日
(朝食 6 0 0 円 昼食 6 0 0 円 おやつ 1 0 0 円 夕食 7 0 0 円)

利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方 第 1 段階： 3 0 0 円/日
第 2 段階： 3 9 0 円/日
第 3 段階①： 6 5 0 円/日
第 3 段階②： 1 3 6 0 円/日

(居住費) 多床室の場合 (1 日あたり)・・・・・・・・・・ 5 0 0 円/日

利用者負担 第 1 段階： 0 円
第 2 段階： 3 7 0 円/日
第 3 段階①： 3 7 0 円/日
第 3 段階②： 3 7 0 円/日
従来型個室の場合 (1 日あたり)・・・・・・・・・・ 1 7 3 0 円/日
利用者負担 第 1 段階： 5 5 0 円/日
第 2 段階： 5 5 0 円/日
第 3 段階①： 1 3 7 0 円/日
第 3 段階②： 1 3 7 0 円/日

(2) 外泊時の費用

一時的に自宅等に外泊された場合は、要介護状態区分に関わらず、1 日につき 3 6 2 円。ただし、一月に 7 泊 (6 日分) を限度とします。

《本人が病院等に入院された場合の対応について》

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです。

①短期入院の場合

1 カ月につき 6 日以内(連続して 7 泊、月をまたがる場合は最長 12 泊)の短期入院の場合は、退院後再び当施設に入所する事が出来ます。ただし、入院期間中であっても所定の居室料金その他必要な利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所する事が出来ます。ただし入院時に予定された退院日に退院が出来なかった場合は当施設受け入れ準備が整う期間、他医療機関や自宅等で待機して頂く場合があります。

(3) 各種加算は次の通りとします。(以下すべて負担割合1割の場合の額を表示)

【入所の場合】

夜間勤務等看護加算 (IV)	7 円/日
試行的退所サービス費	8 0 0 円/日 月 6 回を限度 居宅における外泊を認めた場合
他科受診時費用	3 6 2 円/日 月 4 回限度 他医療機関において診察を受けた場
初期加算	3 0 円/日 入所から 3 0 日以内の期間
再入所時栄養連携加算	4 0 0 円 1 回限り
退所時指導等加算	
退所前訪問指導加算 (入所前 1 回 (又は 2 回) 限度)	4 6 0 円
退所後訪問指導加算 (退所後 1 回限度)	4 6 0 円
退所時指導加算 (1 回限り)	4 0 0 円
退所時情報提供加算 (1 回限り)	5 0 0 円
退所前連携加算 (1 回限り)	5 0 0 円
訪問看護指示書加算 (1 回限り)	3 0 0 円
栄養マネジメント強化加算	1 1 円/
	日
栄養マネジメント未実施 (3 年の経過措置期間あり)	1 4 円/日減算
経口移行加算	2 8 円/
	日
経口維持加算	4 0 0 円/
	月
療養食加算 (1 日 3 回を限度として)	6 円/回
在宅復帰支援機能加算	1 0 円/
	日
緊急時治療管理加算	5 1 8 円/
	日
認知症緊急対応加算 (認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7 日間限度))	

合

		2 0 0 円/
	日	
排泄支援加算（Ⅰ）		1 0 円/月
自立支援促進加算		3 0 0 円/
	月	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		4 0 円/月
長期療養生活移行加算	6 0 円/日（入所した日から 9 0 日間、療養病床 に 1 年以上入院していた場合）	
安全対策体制加算		2 0 円/入所
	時	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		1 3 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （特別診療費）		6 円/日
感染症対策指導管理費		6 円/
	日	
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）		6 円/日
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）		1 0 円/月
初期入所診療管理費（診療方針の重要な変更がある場合は 2 回限度）		2 5 0 円/
	回	
重度療養管理（1 日につき）指定短期入所療養介護 要介護 4 又は 5		1 2 5 円/
	日	
特定施設管理		2 5 0 円/
	日	
重度皮膚潰瘍管理指導		1 8 円/
	日	
医学情報提供		
医学情報提供（Ⅰ）		2 2 0 円/回
医学情報提供（Ⅱ）		2 9 0 円/回
理学療法		
理学療法（Ⅰ）		1 2 3 円/回
リハカンファレンス、リハ実施計画策定		4 8 0 円/回

日常生活リハ管理指導加算 2 回/月以上	3 0 0 円/
月	
作業療法	1 2 3 円/
回	
リハカンファレンス、リハ実施計画策定	4 8 0 円/回
日常生活リハ管理指導加算 2 回/月以上	3 0 0 円/
月	
理学療法・作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	3 3 円/
月	
摂食機能療法	2 0 8 円/
日	
短期集中リハビリテーション	2 4 0 円/
回	
薬剤管理指導加算	3 5 0 円/
週	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 0 円/
月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1 0 円/
月	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定の単位数に各種加算減算を加えて 算定した単位数に 4.7% を乗じた単位

数

【短期入所療養介護】

多床室	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担額	846	945	1,157	1,249	1,331

従来型個室	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担額	731	829	1,044	1,135	1,217

夜間勤務等看護加算Ⅳ 7 円/日
 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7 日間） 2 0 0 円/日
 送迎加算 1 8 4 円/片

道
 療養食加算 8 円/
 回

緊急時治療管理（ひと月に 1 日 3 回を限度）ひと月に 3 回限
 5 1 8 円/
 日

サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 円/
 日

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定の単位数に各種加算減算を加えて
 算定した単位数に 4.7%を乗じた単位数
 理学療法（Ⅰ）・作業療法 1 2 3 円/

回
 理学療法（作業療法）リハビリ計画加算（ひと月に 1 回を限度）初回利用月
 限
 4 8 0 円/

回
 理学療法（作業療法）日常動作訓練指導加算（ひと月に 1 回を限定）
 3 0 0 円/

回
 理学療法強化加算 3 5 円/
 回

【介護予防短期入所療養介護】

多床室	要支援 1	要支援 2
負担額	637	787

従来型個室	要支援 1	要支援 2
負担額	574	703

日	夜間勤務等看護加算Ⅳ	7 円/
回	送迎加算	1 3 4 円/片道
回	療養食加算	8 円/
日	緊急時治療管理加算	5 1 8 円/
日	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定の単位数に各種加算減算を加えて 算定した単位数に 4.7% を乗じた単位数
	理学療法（Ⅰ）・作業療法	1 2 3 円/
	回	
	理学療法（作業療法）リハビリ計画加算（ひと月に 1 回を限度）初回利用月 限	4 8 0 円/
	回	
	理学療法（作業療法）日常動作訓練指導加算（ひと月に 1 回を限定）	3 0 0 円/
	回	
	理学療法強化加算	3 5 円/
	回	
	（３）介護保険対象外サービス	
日	テレビ視聴代	2 5 0 円/
日	貸し病衣	1 0 0 円/
枚		
日	日用消耗品費①	2 0 0 円/
日		

日 日用消耗品費② 350円/

教養娯楽費 実費

電気代(1台につき) 50円/日

支払いを受けテレビ視聴のサービスを受ける場合には、入所者又はその家族等に対して事前に、文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に記名・捺印を受けるものとします。また、電化製品・通信機器は台数分の電気代をいただきます。

(4) お支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。利用料金の支払いは、原則銀行(郵貯銀行含む)引き落としとさせていただきます。28日を銀行引き落とし日とさせていただきます。契約時に銀行引き落としの契約をさせていただきます。

8. 入所にあたっての留意事項

面会	面会時間は、9時から20時とさせていただきます。緊急の場合等は事前に電話連絡をその都度対応させていただきます。また、飲酒、酩酊状態での面会をご遠慮下さい。
外出・外泊	外出・外泊の場合は事前に職員にご相談ください。健康状態等を考慮し、主治医と相談し可否の判断をさせていただきます。なお、この際は外出・外泊届が必要となります。外出、外泊時に病院受診等が必要となった場合は速やかに施設へ連絡下さい。
居室、設備、器具等の利用に関して	施設内の設備や器具等は本来の用法に従ってご使用下さい。これに反した利用方法等により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合が有ります。
喫煙	施設内は全館禁煙です。たばこ等の持ち込みはご遠慮ください。
所持金等の管理	所持金は自己管理とさせていただきます。原則現金の持ち込みはご遠慮ください。できる限りご家族で話し合い所持金の管理は実施されてください。
宗教活動・政治活動等	施設内で入所者又はその家族等に営利活動、宗教活動並びに政治活動は禁止とします。
動物の飼育等	施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。
非常災害時	消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を実施します。

令和 3 年 4 月 1 日 改訂
令和 4 年 7 月 1 日 改訂
令和 5 年 4 月 1 日 改訂
令和 5 年 8 月 8 日 改訂
令和 5 年 10 月 1 日 改訂
令和 5 年 11 月 1 日 改訂
令和 6 年 1 月 1 日 改訂
令和 6 年 4 月 1 日 改訂
令和 6 年 6 月 1 日 改訂
令和 6 年 8 月 1 日 改訂

介護医療院ふちがみ施設入所利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と介護医療院ふちがみ（以下「当施設」という。）は_____（以下「利用者」という。）が施設に於ける居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、施設から提供される介護医療院サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 当施設は、長期にわたり療養が必要である、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに、日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、介護医療院サービスを提供し、一方、利用者及び契約者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条

- 1、本契約は、契約締結の日から効力を有します。但し、契約者に変更があった場合は、新たに契約することとします。
- 2、利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明の改定が行われない限り、本契約締結を以て、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。
- 3、前項に関わらず、介護保険法改正に伴い重要事項の改訂が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で契約者の同意を得るものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び契約者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び契約者に対し、次に掲げる場合は、本契約に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。

- 1、 利用者が要介護認定に於いて自立又は要支援と認定された場合
- 2、 当施設において、定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅に於いての生活ができると判断された場合
- 3、 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護医療院サービスの提供の限度を超えると判断された場合
- 4、 利用者及び契約者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- 5、 利用者が、当施設、当施設職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 6、 天災、災害、施設・設備の故障等やむを得ない理由により、当施設を利用することが出来ない場合

(利用料金)

第5条

- 1、 利用者及び契約者は、連携して、当施設に対し、本契約に基づく介護医療院サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位に基づき計算されたサービス料及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴う料金を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、法令に基づき上記の料金を変更することがあります。
- 2、 当施設は、利用者及び契約者が指定する者に対し、前月利用料金の合計額の請求明細書を、毎月15日までに発行し、郵送します。利用者及び契約者は連携して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。尚、支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法とする。
- 3、 当施設は、利用者又は契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用又は契約書の指定する者に対して、領収書を所定の方法で交付します。

(記録)

第6条

- 1、 当施設は、利用者の介護医療院サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2、 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、契約者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体拘束等）

第7条 当施設は原則として、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。

（虐待防止等）

第8条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。また、対策及び発生した場合の対応については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（＝高齢者虐待防止法）」に準じ、対応いたします。

- 1、 虐待の未然防止
高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を心がけながらサービス提供致します。職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 2、 虐待の早期発見
虐待等に対する相談体制、市町村への虐待の届出について適切な対応をします。
- 3、 虐待等への迅速かつ適切な対応
虐待が発生した場合には速やかに市町村窓口に通報・手続きを行い調査等に協力いたします。

（感染対策）

第9条 当施設において感染が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

- 1、 職員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- 2、 施設の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3、 施設における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検

討する委員会を入所者の状況等を踏まえ定期的を開催し、職員に周知徹底しています。また、研修及び発生時の対応についての訓練を定期的の実施しています。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 10 条 当施設の職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は契約者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を重要事項に定め、適切に取り扱います。又正当な利用なく第三者にこれを漏らしません。但し、例外として下記については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 1、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 2、 居宅介護支援事業者（地域包括支援センター（介護予防支援事業者））等との連携
- 3、 利用者が偽り、その他不正な行為により保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 4、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- 5、 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

※前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第 11 条

- 1、 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2、 当施設は、利用者に対し、当施設における介護医療院サービスでの対応が困難な状態、又は医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3、 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等の利用者又は契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 12 条

- 1、 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用に対し、必要な措置を講じます。
- 2、 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。
- 3、 前 2 項のほか、入所利用者に対し、当施設に於ける介護医療サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。

(要望又は苦情等の申し出)

- 第 13 条 利用者及び契約者は、当施設の提供する介護医療院サービス
に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ること
と
ができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に
設
置する「ご意見箱」に投函し申し出ることが出来ます。

(賠償責任)

第 14 条

- 1、 介護医療院サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用に対して、損害賠償をするものとします。
- 2、 利用者に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び契約者は、連携して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(管轄裁判所)

- 第 15 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、水俣簡易裁判所又は熊本地
方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用者の定めのない事項)

- 第 16 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法

令
に定めるところにより、利用者又は契約者と当施設が誠意をも
つ
て協議して定めることとします。

(災害への地域と連携した対応の強化)

第 17 条 災害対応は地域との連携が不可欠である事を踏まえ、非常災害
対

策（(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施
等）が重要であり、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら
れるよう連携に努めてまいります。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、当施設が記名捺印の上
各
1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所
氏名 印
利用者との続き柄（ ）

施 設 住所 熊本県水俣市塩浜町 2 番 1 9 号
名称 介護医療院 ふちがみ
管理者 浏上 仁美 印